

# 経営管理権集積計画



## 1 個別事項

整理番号	R8-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		佐野市長 金子 裕		佐野市長 金子 裕		佐野市高砂町1番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種							現況林齢
1	佐野市 飛駒町 字扇久保	7460	飛駒2カ	4	保安林	0.8885	スギ	64	2026.6.1	5年10か月(2032.3.31)	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	一筆の一部
			飛駒2カ	5-1			スギ	59	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒2ク	1			ヒノキ	35	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒2ク	2			ヒノキ	35	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒2ク	3-1			スギ	57	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒2ク	4			スギ	64	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
2	佐野市 飛駒町 字西ノ窪	7469	飛駒2キ	8	保安林	2.0062	スギ	60	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	一筆の一部
			飛駒2キ	17			スギ	69	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒2キ	18			ヒノキ	44	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒2キ	19-1			ヒノキ	44	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
2	佐野市 飛駒町 字西ノ窪	7469	飛駒 2キ	19-2	保安林	2.0062	ヒノキ	42	2026.6.1	5年10か月 (2032.3.31)	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	一筆 の一部
			飛駒 2ク	3-1			スギ	57	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ク	3-2			ヒノキ	57	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
3	佐野市 飛駒町 字清水埴	7473	飛駒 2エ	2	保安林	0.6604	スギ	64	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2オ	1			スギ	44	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2カ	6-1			スギ	35	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2カ	7			ヒノキ	51	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2カ	8-1			ヒノキ	48	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
4	佐野市 飛駒町 字清水埴	7474	飛駒 2ウ	7-2	保安林	0.2638	スギ	44	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
5	佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2ウ	7-3	保安林	4.9586	ヒノキ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	一筆 の一部
			飛駒 2ウ	8-1			スギ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	8-2			ヒノキ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	9			スギ	77	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	10-1			スギ	66	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
5	佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2ウ	10-2	保安林	4.9586	ヒノキ	66	2026. 6. 1	5年10か月 (2032. 3. 31)	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	一筆 の一部
			飛駒 2ウ	12			ヒノキ	28	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	13			ヒノキ	62	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	1			ヒノキ	59	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	2			スギ	64	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	3			ヒノキ	62	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	5			スギ	61	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	7-1			スギ	59	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	7-2			ヒノキ	59	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2エ	7-2			ヒノキ	59	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2キ	5			スギ	60	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2キ	6			スギ	62	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2キ	7			スギ	56	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2キ	8			スギ	60	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
飛駒 2キ	9	ヒノキ	45	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
6	佐野市 飛駒町 字清水埴	7476	飛駒 2ウ	6-2	保安林	1.8981	スギ	34	2026. 6. 1	5年10か月 (2036. 3. 31)	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	6-3			ヒノキ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	7-1			スギ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
7	佐野市 飛駒町 字清水埴	7477	飛駒 2ウ	6-2	保安林	0.7864	スギ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
8	佐野市 飛駒町 字清水埴	7478	飛駒 2ウ	6-2	保安林	4.5748	スギ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	一筆 の一部
			飛駒 2ウ	6-2			スギ	34	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2オ	2-1			スギ	64	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2オ	2-2			ヒノキ	64	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	
			飛駒 2カ	6-1			スギ	35	同上	同上	別途1の①参照	別途2の①参照	別途3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	佐野市 飛駒町 字扇久保	7460	飛駒 2カ	4	保安林	0.8885	スギ	64					
			飛駒 2カ	5-1			スギ	59					
			飛駒 2ク	1			ヒノキ	35					
			飛駒 2ク	2			ヒノキ	35					
			飛駒 2ク	3-1			スギ	57					
			飛駒 2ク	4			スギ	64					
2	佐野市 飛駒町 字西ノ窪	7469	飛駒 2キ	8	保安林	2.0062	スギ	60					
			飛駒 2キ	17			スギ	69					
			飛駒 2キ	18			ヒノキ	44					
			飛駒 2キ	19-1			ヒノキ	44					
			飛駒 2キ	19-2			ヒノキ	42					
			飛駒 2ク	3-1			スギ	57					
			飛駒 2ク	3-2			ヒノキ	57					
3	佐野市 飛駒町 字清水埦	7473	飛駒 2エ	2	保安林	0.6604	スギ	64					
			飛駒 2オ	1			スギ	44					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
3	佐野市 飛駒町 字清水埦	7473	飛駒 2カ	6-1	保安林	0.6604	スギ	35					
			飛駒 2カ	7			ヒノキ	51					
			飛駒 2カ	8-1			ヒノキ	48					
4	佐野市 飛駒町 字清水埦	7474	飛駒 2ウ	7-2	保安林	0.2638	スギ	44					
5	佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2ウ	7-3	保安林	4.9586	ヒノキ	34					
			飛駒 2ウ	8-1			スギ	34					
			飛駒 2ウ	8-2			ヒノキ	34					
			飛駒 2ウ	9			スギ	77					
			飛駒 2ウ	10-1			スギ	66					
			飛駒 2ウ	10-2			ヒノキ	66					
			飛駒 2ウ	12			ヒノキ	28					
			飛駒 2ウ	13			ヒノキ	62					
			飛駒 2エ	1			ヒノキ	59					
			飛駒 2エ	2			スギ	64					
	飛駒 2エ	3	ヒノキ	62									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
5	佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2エ	5	保安林	4.9586	スギ	61					
			飛駒 2エ	7-1			スギ	59					
			飛駒 2エ	7-2			ヒノキ	59					
			飛駒 2エ	7-2			ヒノキ	59					
			飛駒 2キ	5			スギ	60					
			飛駒 2キ	6			スギ	62					
			飛駒 2キ	7			スギ	56					
			飛駒 2キ	8			スギ	60					
			飛駒 2キ	9			ヒノキ	45					
6	佐野市 飛駒町 字清水埴	7476	飛駒 2ウ	6-2	保安林	1.8981	スギ	34					
			飛駒 2ウ	6-3			ヒノキ	34					
			飛駒 2ウ	7-1			スギ	34					
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28					
7	佐野市 飛駒町 字清水埴	7477	飛駒 2ウ	6-2	保安林	0.7864	スギ	34					
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
8	佐野市 飛駒町 字清水埴	7478	飛駒 2ウ	6-2	保安林	4.5748	スギ	34					
			飛駒 2ウ	6-2			スギ	34					
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28					
			飛駒 2ウ	11			ヒノキ	28					
			飛駒 2オ	2-1			スギ	64					
			飛駒 2オ	2-2			ヒノキ	64					
			飛駒 2カ	6-1			スギ	35					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	佐野市長 金子 裕	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。

また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 佐野市 飛駒町 字扇久保	7460	飛駒 2カ	4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合 &gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐及び除伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
		飛駒 2カ	5-1	
		飛駒 2ク	1	
		飛駒 2ク	2	
		飛駒 2ク	3-1	
		飛駒 2ク	4	
佐野市 飛駒町 字西ノ窪	7469	飛駒 2キ	8	
		飛駒 2キ	17	
		飛駒 2キ	18	
		飛駒 2キ	19-1	
		飛駒 2キ	19-2	
		飛駒 2ク	3-1	
		飛駒 2ク	3-2	
佐野市 飛駒町 字清水帰	7473	飛駒 2エ	2	
		飛駒 2才	1	
		飛駒 2カ	6-1	
		飛駒 2カ	7	
		飛駒 2カ	8-1	

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 佐野市 飛駒町 字丸石	7474	飛駒 2ウ	7-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合 &gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐及び除伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
		飛駒 2ウ	7-3	
	飛駒 2ウ	8-1		
	飛駒 2ウ	8-2		
	飛駒 2ウ	9		
	飛駒 2ウ	10-1		
	飛駒 2ウ	10-2		
	飛駒 2ウ	12		
	飛駒 2ウ	13		
	飛駒 2エ	1		
	飛駒 2エ	2		
	飛駒 2エ	3		
	飛駒 2エ	5		
	飛駒 2エ	7-1		
	飛駒 2エ	7-2		
飛駒 2エ	7-2			
飛駒 2キ	5			

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2キ	6	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合 &gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合 &gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐及び除伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
		飛駒 2キ	7	
		飛駒 2キ	8	
		飛駒 2キ	9	
佐野市 飛駒町 字清水埴	7476	飛駒 2ウ	6-2	
		飛駒 2ウ	6-3	
		飛駒 2ウ	7-1	
		飛駒 2ウ	11	
佐野市 飛駒町 字清水埴	7477	飛駒 2ウ	6-2	
		飛駒 2ウ	11	
佐野市 飛駒町 字清水埴	7478	飛駒 2ウ	6-2	
		飛駒 2ウ	6-2	
		飛駒 2ウ	11	
		飛駒 2ウ	11	
		飛駒 2才	2-1	
		飛駒 2才	2-2	
飛駒 2カ	6-1			

①

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
① 佐野市 飛駒町 宇扇久保	7460	飛駒 2カ	4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な栃木県が定める森林整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
		飛駒 2カ	5-1	
		飛駒 2ク	1	
		飛駒 2ク	2	
		飛駒 2ク	3-1	
		飛駒 2ク	4	
佐野市 飛駒町 宇西ノ窪	7469	飛駒 2キ	8	
		飛駒 2キ	17	
		飛駒 2キ	18	
		飛駒 2キ	19-1	
		飛駒 2キ	19-2	
		飛駒 2ク	3-1	
		飛駒 2ク	3-2	
佐野市 飛駒町 宇清水帰	7473	飛駒 2エ	2	<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料を除くものとする。</p>
		飛駒 2オ	1	
		飛駒 2カ	6-1	
		飛駒 2カ	7	
		飛駒 2カ	8-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班 小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な栃木県が定める森林整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料を除くものとする。</p>	
	佐野市 飛駒町 字清水埴	7474	飛駒 2ウ		7-2
	佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2ウ		7-3
			飛駒 2ウ		8-1
			飛駒 2ウ		8-2
			飛駒 2ウ		9
			飛駒 2ウ		10-1
			飛駒 2ウ		10-2
			飛駒 2ウ		12
			飛駒 2ウ		13
			飛駒 2エ		1
			飛駒 2エ		2
			飛駒 2エ		3
			飛駒 2エ		5
			飛駒 2エ		7-1
			飛駒 2エ		7-2
飛駒 2キ	5				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	佐野市 飛駒町 字丸石	7475	飛駒 2キ	6	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な栃木県が定める森林整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
			飛駒 2キ	7	
			飛駒 2キ	8	
			飛駒 2キ	9	
	佐野市 飛駒町 字清水帰	7476	飛駒 2ウ	6-2	
			飛駒 2ウ	6-3	
			飛駒 2ウ	7-1	
			飛駒 2ウ	11	
	佐野市 飛駒町 字清水帰	7477	飛駒 2ウ	6-2	
			飛駒 2ウ	11	
	佐野市 飛駒町 字清水帰	7478	飛駒 2ウ	6-2	
			飛駒 2ウ	6-2	
			飛駒 2ウ	11	
			飛駒 2ウ	11	
			飛駒 2オ	2-1	
			飛駒 2オ	2-2	
	飛駒 2カ	6-1			
	<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料を除くものとする。</p>				

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  
(経営管理実施権が設定されない場合)

<

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

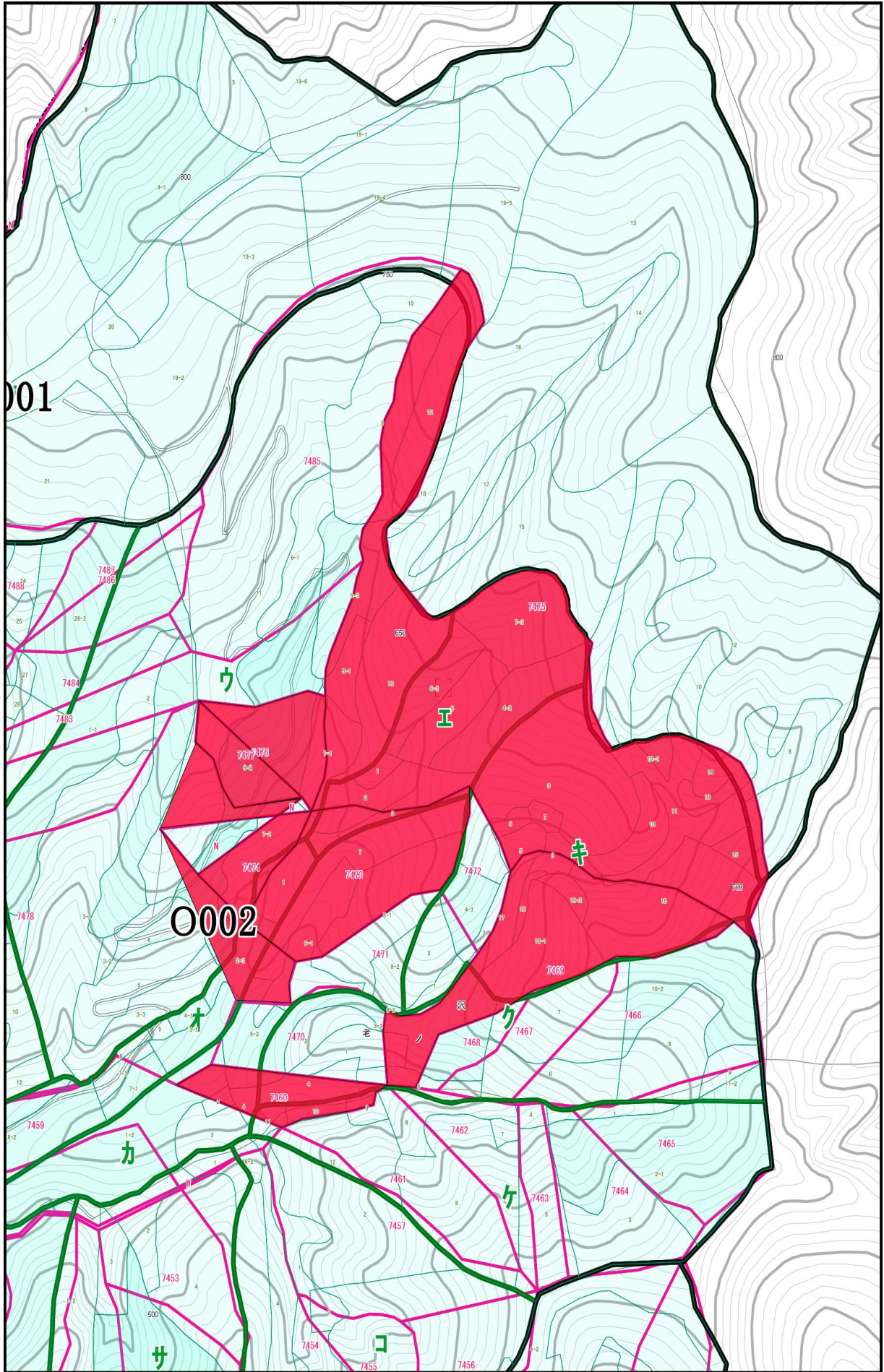
<

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座



001

0002

ウ

イ

キ

カ

ク

サ

コ

7488

7487

7486

7484

7483

7478

7459

7453

7454

7455

7456

7476

7474

7473

7472

7471

7470

7469

7468

7467

7466

7465

7464

7485

7475

800

7468

7467

7466

7465

7464

7463

7462

7461

7460

7459

7458

7457

7456

7455

7454

7453

7452

7451

7450

7449

7448

7447

7446

7445

7444

7443

7442

7441

7440

7439

7438

7437

7436

7435

7434

7433

7432

7431

7430

7429

7428

7427

7426

7425

7424

7423

7422

7421

7420

7419

7418

7417

7416

7415

7414

7413

7412

7411

7410

7409

7408

7407

7406

7405

7404

7403

7402

7401

7400

7399

7398

7397

7396

7395

7394

7393

7392

7391

7390

7389

7388

7387

7386

7385

7384

7383

7382

7381

7380

7379

7378

7377

7376

7375

7374

7373

7372

7371

7370

7369

7368

7367

7366

7365

7364

7363

7362

7361

7360

7359

7358

7357

7356

7355

7354

7353

7352

7351

7350

7349

7348

7347

7346

7345

7344

7343

7342

7341

7340

7339

7338

7337

7336

7335

7334

7333

7332

7331

7330

7329

7328

7327

7326

7325

7324

7323

7322

7321

7320

7319

7318

7317

7316

7315

7314

7313

7312

7311

7310

7309

7308

7307

7306

7305

7304

7303

7302

7301

7300

7299

7298

7297

7296

7295

7294

7293

7292

7291

7290

7289

7288

7287

7286

7285

7284

7283

7282

7281

7280

7279

7278

7277

7276

7275

7274

7273

7272

7271

7270

7269

7268

7267

7266

7265

7264

7263

7262

7261

7260

7259

7258

7257

7256

7255

7254

7253

7252

7251

7250

7249

7248

7247

7246

7245

7244

7243

7242

7241

7240

7239

7238

7237

7236

7235

7234

7233

7232

7231

7230

7229

7228

7227

7226

7225

7224

7223

7222

7221

7220

7219

7218

7217

7216

7215

7214

7213

7212

7211

7210

7209

7208

7207

7206

7205

7204

7203

7202

7201

7200

7199

7198

7197

7196

7195

7194

7193

7192

7191

7190

7189

7188